

福岡都市計画地区計画の決定（粕屋町決定）

都市計画花ヶ浦ヒラキ地区地区計画を以下のように決定する。

名	称	花ヶ浦ヒラキ地区地区計画		
位	置	粕屋町花ヶ浦四丁目の一部		
面	積	約 1.0 ha		
地区計画の目標		当地区は粕屋町役場から西へ0.7km、原町駅から南へ0.3kmに位置し、地区周辺は低層住宅地となっている。良好な居住環境の形成と魅力ある街並景観の形成を図ることを目標とする。		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	地区内の土地利用は、低層の住宅地を主体とし、敷地内に植栽を施し、緑化を推進し、潤いある街並の創出を図る。		
	地区施設の整備方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区画道路、歩行者専用道路を整備し、安全な住宅地の形成を図る。 2. 地区内居住者や周辺居住者の憩いの場となる公園を整備し、良好な環境形成を図る。 3. 公園の地下に調整池を整備し、地区内及び周辺の防災機能の維持・向上を図る。 		
	建築物の整備方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅地の良好な環境の形成及び保全のため、建築物の用途の制限を定める。 2. 住宅地が過小宅地とならないため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 3. 住宅地の景観に対する配慮とともに潤いある街並創出のため、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。 4. 自己、借家人又は来客に必要な駐車場は、敷地内に確保し、路上駐車のないように努める。 		
地区整備	地区施設の配置及び規模	道 路	区 画 道 路	幅員6m、延長約320m
		公 園・緑地・広 場	公 園	面積約300㎡
		そ の 他 の 公 共 空 地	歩 行 者 専 用 道 路	幅員3.2m、延長約40m
			調 整 池	面積約300㎡
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築できる建築物は次の各号に掲げるものとする。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、長屋（1住戸あたりの床面積の合計が50m ² 以上のもの。） (3) 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。）		
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡		

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の形態又は 意匠の制限	<p>1. 建築物の形態又は意匠については、原色を避け、周辺の環境との調和を図るなど景観に配慮する。</p> <p>2. 以下に該当する広告物、看板類(以下「広告物等」という)は設置してはならない。ただし、公益上やむを得ないもの又は本地区計画域内の不動産分譲のための広告物等であつ、自己敷地内に立てる一時的なものについてはこの限りではない。</p> <p>① 自己の名称や商標登録等自己の用に供する以外のもの</p> <p>② 屋上、塔屋及び屋根面に設置又は直接表示するもの</p> <p>③ 窓面を利用するもの</p>
		かき又はさくの構造の 制限	<p>かき又はさくの構造は、次の各号に掲げるものとする。ただし、門柱・門扉にあつてはこの限りではない。</p> <p>(1) 生垣</p> <p>(2) 透視可能な高さ1.5m以下のフェンス。ただし、基礎等で高さが敷地地盤面から0.4m以下のものについては、この限りではない。</p>
		土地の利用に関する事項	<p>区域内においては、敷地内に植栽を施し、周辺と調和するように緑化の整備を図る。また、敷地内に中高木を植樹し魅力ある空間創出を図る。</p>

花ヶ浦ヒラキ地区地区計画 計画図

S=1:500

凡 例	
	区域界・地区整備計画区域界
	区画道路
	公園・調整池
	歩行者専用道路
	水路

